

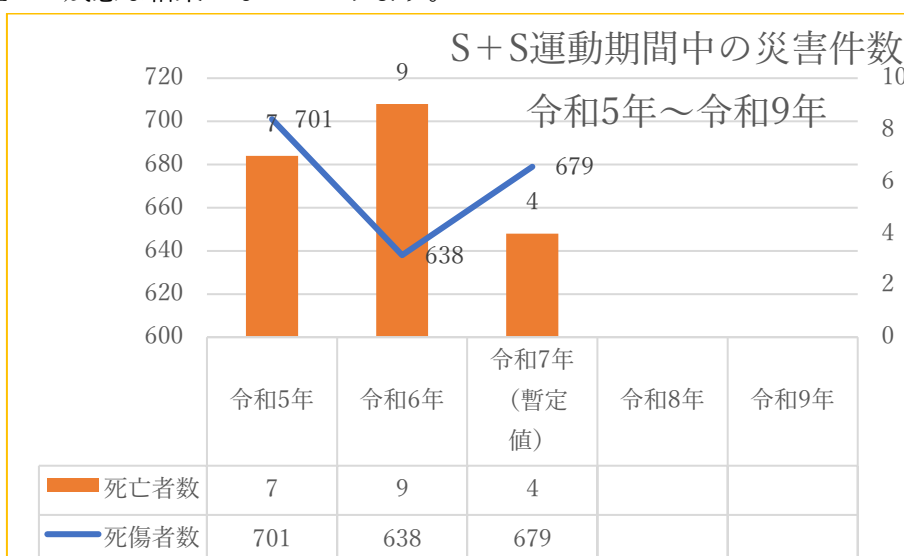
令和8年度栃木労基署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動 ～(一社)栃木労働基準協会の取組概要等～

栃木労働基準監督署主唱、(一社)栃木労働基準協会が主催者、栃木労基署管内の各労働災害防止団体等が後援者として、令和5年度(令和5年5月12日に関係者が一堂に会してのキックオフ会議をスタートとする。)に始動した栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動(以下「S+S」運動という。)は4年目を迎えます。

令和8年度「S+S」運動のポスターを作成し、積極的に取り組んで参ります。



一方、この運動を開始した令和5年以降の直近3年間の労働災害の発生状況は高止まりしており極めて残念な結果となっております。



[栃木労働基準監督署管内の労働災害発生状況推移\(直近20年\)](#)

このような状況を踏まえ、令和8年度「S+S」運動実施要綱は、若干の修文をしていますが、第14次労働災害防止計画と軌を一にして取組を進め、労働災害件数を600件以下にすることを大きな目標としております。

令和8年度

「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動！



Sustainable & Safetywork Promotion



～第14次防の推進！労働災害撲滅に向け、基本ルールの再徹底を！～

栃木労働基準監督署

1. 趣旨

(1) 栃木労働基準監督署では、平成24年度から令和4年度まで11年間実施してきた「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」及び「栃木労基署管内新『安全宣言』運動！」を展開し、その年度に見合った各種講座やセミナー、研修等を実施して管内の労働災害防止団体と共に事業場の安全衛生水準の向上を図ってきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直近数年においては労働災害防止団体の安全衛生関係行事が縮小するだけでなく、団体自体が解散する事例もあり、安全衛生活動が危機的状況となっている。

また、当署管内の令和7年の休業4日以上の労働災害は、675件（暫定値）と前年同期の633件と比較して6.6%の増加となっており、第14次労働災害防止計画（以下「第14次防」という。）の目標である600件以下の数値に及ばない結果となった。また、死亡災害件数は4件と、未だ死亡災害ゼロを達成できていないことも併せ、大変憂慮すべき事態にある。

これらの管内で発生した労働災害の原因を見るに、基本的なルールが守られていなかったことから発生した災害が多数を占めている現状にある。このような労働災害を防ぐためには、ひとりひとりが危険を熟知した高い安全意識を持ち、労働災害防止のための基本ルールを遵守することで、労働災害を発生させない「持続可能な安全作業」が可能となり、結果として、かけがえない命を守ることにつながる。

併せて、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」の推進を踏まえ、労働災害を様々な環境から発生させないためには、いままでにない新たな取組が必要である。

(2) 持続可能な安全作業とは、作業に関わる人々の健康と安全を保ちつつ、環境にも配慮した長期的な作業と位置付けることとした。

具体的には、作業現場の安全管理、安全装置・保護具の使用、作業員のトレーニング・安全教育、安全性の向上のための新たな技術の導入、作業環境の改善・省エネルギー化、廃棄物管理などが含まれる。

また、事故や災害のリスクを最小化し、社会への貢献、地域社会との協力関係の構築なども重要な要素となる。

持続可能な安全作業は、長期的な視点での経営方針や戦略を策定し、現実的な目標を設定していくことが必要である。

以上を踏まえ、今年度も法令遵守のみならず基本ルールの再徹底により「持続可能な安全作業」を醸成させるため、引き続き「栃木労働基準監督署管内『S+S（持続可能な安全作業）』推進運動」を管内全域で展開する。

2. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日【1年間】

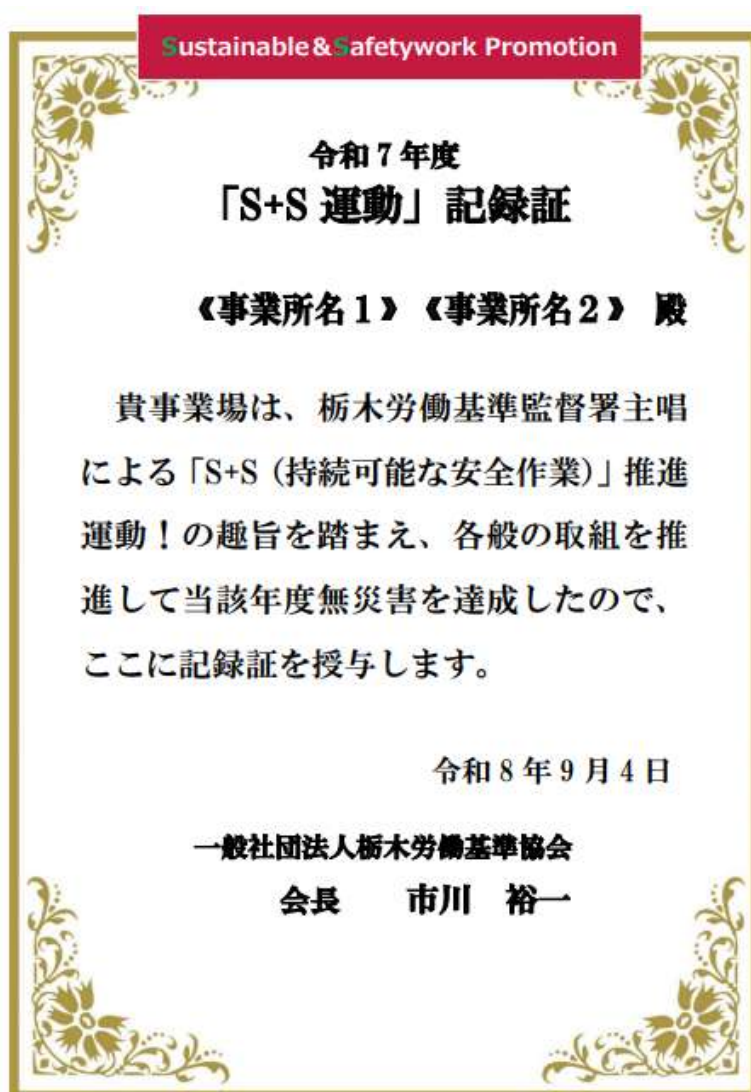
[令和8年度「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動！（実施要綱抜粋）](#)

当協会は、主催者として毎年度の「S+S」運動ポスター、実施要綱のリーフレット版を作製し、栃木労働基準協会員への配布はもとより、各災害防止団体等へ必要部数を頒布するとともに、協会報、協会ホームページの活用や各種リーフレットの作製配付等を通じて、広く「S+S」運動の周知及び活動気運の醸成に当たってまいりました。

また、独自の取組として、「S+S 運動」記録証制度を創設し、令和5年度「S+S 運動」記録証を17事業場、令和6年度「S+S 運動」記録証を19事業場にその申請に基づき授与致しました。

[令和5年度「S+S 運動」記録証受賞事業場](#)

[令和6年度「S+S 運動」記録証受賞事業場](#)



(令和7年度「S+S 運動」記録証モデル)

令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に無災害（休業1日災害が無いこと）である会員事業におかれては、令和8年7月中（7月1日～7月31日）に協会事務局まで申請いただきますようお願い致します。

令和7年度「S+S運動」記録証の申請について

当運動の主催者である当協会は独自に「S+S運動」及び第14次労働災害防止計画の推進に当たって、令和5年度から令和9年度までの第14次防の推進期間中に、各年度に「S+S運動」記録証授与制度を実施致します。

その詳細は、栃木労働基準監督署管内「S+S運動」記録証授与基準規程をご確認いただきたいと思いますが、以下の条件

- (1) 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の期間
- (2) 無災害(業務上の休業1日以上)の災害が無いこと)であった会員事業場
- (3) 何らかのS+S運動(労働災害防止活動)への取組を満した会員事業場にあつては「令和7年度「S+S運動」記録証申請書」(以下、「申請書」という)により、
- (4) 令和8年7月中(7月1日～7月31日)に当協会事務局まで提出してください。

申請のありました事業場には、令和8年9月4日に「令和7年度「S+S運動」記録証」を授与することと致します。

申請書のダウンロードは、協会HP「[令和8年度栃木労基署管内「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動](#)」を検索して頂きますようお願い致します。

特に、栃木労働基準監督署管内「S+S運動」記録証授与基準規程の第6条第2項のとおり、5年間連続で当該記録証の授与を受けた事業場に、令和10年度栃木地区産業安全衛生大会にて協会長名の表彰状等を授与致しますので、是非、各事業場における「安全衛生方針」「年間労働災害防止対策」等に「S+S運動」を組み入れてコミットしていただきたくお願い致します。

当協会では、令和7年度中無災害であった会員事業場の積極的な申請をお待ちしております。

なお、本取組について不明な点等ありましたら、協会事務局までご連絡下さい。

[「S+S運動」記録証の申請について\(参考\)](#)

また、令和8年度「S+S」運動実施要綱で示された主催者である協会の実施事項に関し、

① 「四大標語の選出」について

全国安全週間準備期間に合わせて「安全標語」「熱中症災害防止標語」募集・選出を行い、全国労働衛生週間準備期間に合わせて「労働衛生標語」「転倒災害防止標語」の募集・選出を行います。

これらの標語は、全会員へ各週間の活用に資する資料として提供することとしております。

② 地区産業安全衛生大会等の開催について

栃木地区産業安全衛生大会は、令和8年11月13日に開催して「S+S」運動の推進を図るとともに、安全管理研修会（令和8年6月5日開催）、労働衛生管理研修会（令和8年9月4日開催）等においては、「S+S」運動の周知に努め労働災害防止の機運の醸成を図ります。

③ 「中小企業無災害記録授与制度」等安全顕彰制度の周知について

中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)が実施する「中小企業無災害記録証授与制度」の活用を促すため署とも連携して会報に受賞者の記事を掲載する等の周知・取組を進めます。

また、前記の当協会独自の取組である「S+S」運動記録証の授与申請について、毎年度7月中に申請をいただき、労働衛生管理研修会（全国労働衛生週間説明会）の前段で授与式を開催しております。授与式の模様は、協会HP、会報で広報するとともに、他の広報媒体でも広報しており、多くの会員事業場にこの独自の取組にコミットしていただけるように取り組めます。

結びに、会員事業場が実施する各労働災害防止対策の中に、当管内の地域独自の労働災害防止活動である「S+S」運動を組み込んでいただき、多様な災防活動の展開により増加傾向にある管内の労働災害の大幅な減少を図っていきたいと思いますので、ご理解とご協力、ご支援を宜しくお願い致します。